

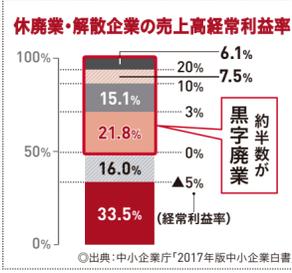
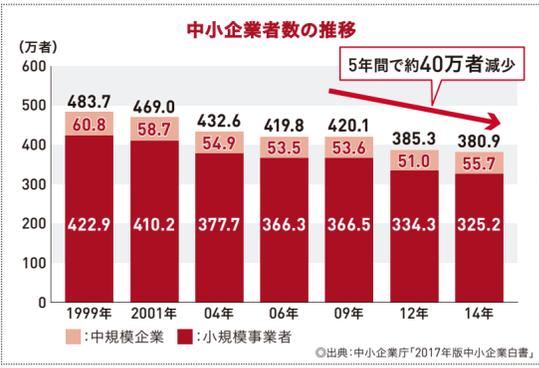
大事業承継時代に挑む 経営者が今取り組むべき対策とは

昨年12月14日に与党から平成30年度税制改正大綱が示された。中小企業の事業承継を促進するため、事業承継税制(非上場株式の納税猶予制度)について抜本的拡充となる改正が行われることとなった。「大事業承継時代」を見据えた今回の事業承継税制改正について、専門家を変えて議論する。

中小企業の廃業を食い止める 円滑な世代交代を進め

水野 今後、事業承継税制は大きく変わる。それが見込まれていますが、お二人は、現在の中小企業の事業承継の実態及び事業承継税制をどのようにご覧になってますか。

荒井 中小企業の数が5年間で40万(社)減少しています。経営者の年齢分布のピークも66歳に達し、間もなく30万人が70歳を迎えます。重要なのは廃業する企業の約半数が黒字を出しながら廃業していること。これらの企業の中にはすばらしい技術やノウハウを持つ会社が多く含まれており、それがなくなるのは、わが国の経済基盤を失うに等しい。一方で事業承継がスムーズに進んだ場合、多くの企業が業績が向上しているというデータもあります。円滑な世代交代・事業承継は、わが国の経済成長に不可欠であり、日本商工会議所としてもかねてから事業承継税制の抜本的拡充を強く要望してきました。



非上場株式の全額に 事業承継税制の適用が可能に

水野 改正のポイントを解説していただけますか。

雇用確保要件についても強化されました。これまで、承継時の雇用者数を5年間平均8割維持しなければ、納税猶予が打ち切られました。今後は、逆に雇用確保要件を満たさなくなったとしても、都道府県にその理由を届け出て、認定経営革新等支援機関から指導、助言を受けるなどすれば、納税猶予は継続されます。また、今までは会社の経営が悪化してやむを得ず事業をたたむような事態になった場合は、猶予された税金を全額納付しなければなりませんでしたが、今後は、解散時点での株価を基に納税額を再計算し、減免を受けることが可能な制度となりました。このように、会社を相続後、廃業



品川 芳宣
1974年三次税務署長、88年国税庁直税部資産評価局長、95年高松国長などを歴任し、現在は波大学名譽教授、中小企業庁で事業承継に関する検討会会長を務める。弁護士、税理士。

専門家の積極関与を促す 運用体制の整備が不可欠

品川 まず現行税制では、猶予対象が発行済完全議決権株式の3分の2という条件がありました。改正後はこの制限が撤廃されることになり、納税猶予割合も80%から100%に引き上げられます。結果として、事業承継税制を適用できる金額が全体の約53%から100%となり、大幅な拡充となりました。また、猶予対象となる後継者が拡大され、例えば、兄弟で後継者になることができるようになります。雇用確保要件についても強化されました。これにより、二の足を踏んできた経営者にとって、事業承継税制を活用したいが、要件が厳しかったり、将来に対する不安があったりして、二の足を踏んできた経営者の方は大勢いらっしゃると思います。そうした方々に門戸を開く改正になっていることですが、今回の改正をどのように評価されていますか。

専門家やシンクタンクの 役割がますます重要に

水野 事業承継税制を活用したいが、要件が厳しかったり、将来に対する不安があったりして、二の足を踏んできた経営者の方は大勢いらっしゃると思います。そうした方々に門戸を開く改正になっていることですが、今回の改正をどのように評価されていますか。

荒井 中小企業の世代交代を一気に進めていくために、あえて期限を10年に区切った形ではありますが、相当踏み込んだ措置をしていただいたと感じています。ただ、最終的には活用実績がどれだけ増えるかが重要だと考えています。そもそも事業承継は時間がかかるものです。まず、誰が後継者に指名するかから始まって、会社の経営理念の引き継ぎ

現状に踏み込んだ税制改革 今後10年で事業承継を加速



荒井 恒一
1988年日本商工会議所入所、2003年産業界政策部長課長、06年総務部課長(組織・運営担当)、11年産業界政策第一担当部長などを歴任し、13年から現職。

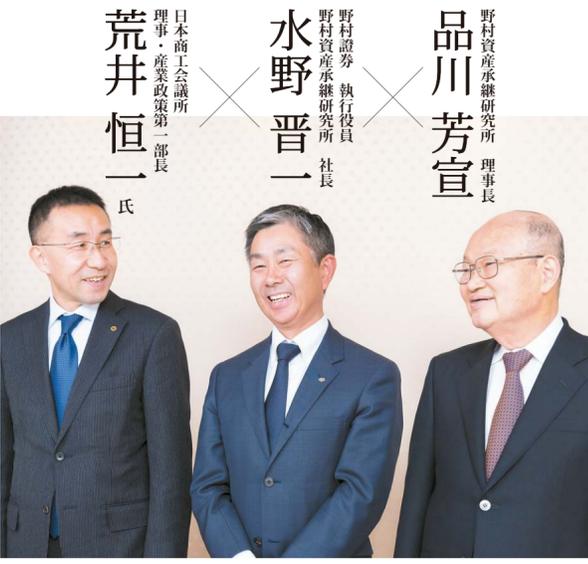
二の足を踏んできた経営者に 税制活用の門戸を開く

水野 晋一
1992年野村證券入社、2008年田園調布支店長、10年キャピタル・ノムラ・セキュリティーズ社長などを歴任し、17年プロダクツ・ソリューション担当兼アジア戦略副担当兼野村資産承継研究所社長に就任。



現行税制	特例制度(改正)
発行済完全議決権株式の3分の2が上限	猶予対象株式
相続税額の80%を猶予	課税価格
相続時の常時使用従業員数の80%を下回った場合、猶予税額を全額納付	雇用要件
1人の後継者のみ	対象となる後継者
	全株式が対象
	相続税額の100%を猶予
	80%を下回った場合でも納税猶予は継続
	総議決権数の上位3名まで

出典: 野村資産承継研究所



あ、これなら使えそうと考える顧客にも勧めることができるという点が重要であり、税制改正とともに、活用を促すための体制も同時に整えてほしいと思います。

荒井 この税制の適用を受けるためには、承継計画を作成し、都道府県に提出しなければなりません。こうした手続きを含め、全体としてできるだけ複雑にならないようにしてほしいですね。

一方で、専門家には、単なる手続きだけでなく、いかに事業を円滑に次世代へ承継させていくかという経営全般にわたるサポートが、今後ますます期待されるようになります。商工会議所としても、専門家と連携を深めながら、事業承継税制を活用した経営全般の相談体制を強化していきたいと考えています。

水野 今、荒井さんから指摘いただいたことについては、私も野村グループでも非常に重要だと考えておりまして、順次取り組みを進めてまいります。資産承継・事業承継に関するコンサルティング業務、それらに関連する法律や経営上の理論研究を進める野村資産承継研究所は、品川氏を理事長に迎える3年前に設立されました。野村證券の担当者や連携し、お客様の顧問税理士や様々な専門家との協力関係のもと、中小企業の事業承継を円滑に進めていただくべく、サポートしております。今回の事業承継税制の改正を受け、これまでの活動をさらに拡充させていただきます。

野村資産承継研究所 × 野村證券ができたこと

野村資産承継研究所 刊行物 出版物 レポート コンサルティング 事業	野村證券 お客様の 担当窓口	お客様 遺産分割 納税資金 資産評価 資産移転
---	----------------------	-------------------------------------

情報提供
コンサルティング
資産承継
事業承継のご相談

■高齢化社会のニーズに応えるコンサルティング
野村ホールディングス100%出資の「野村資産承継研究所」は、野村證券のお客様を対象に総合的な見に基づいた質の高いコンサルティングを行う。

■内外の専門家と連携し、研究・情報発信
資産承継・事業承継分野における内外の専門家と連携した研究や情報発信を実施。また季刊「資産承継」(市販)を発行し、役立つ情報の発信、政策提

言およびセミナー開催による社会的なリテラシーの向上に努めている。

■全国各地域の税理士事務所と研究成果を共有
全国各地域の税理士事務所が会員となる「資産承継研究会」を取りまとめ、資産承継・事業承継に関する研究成果を共有するため、年2回の資産承継セミナーや会員向けレポートの発信、情報交換などを行っている。